

給付年金コーナー

～年金を受けている方が亡くなったとき～

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

※日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受けとっていない年金や、亡くなった日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受けとることが出来ます。

【未支給年金を受けとれる順位】

- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
- (7) その他 (1)～(6) 以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることが出来ます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560



3月の納期

●介護保険料

■普通徴収（随時第1期分）

※介護保険料の納め忘れはありませんか。年度途中で65歳となった方や、転入された方は、納付書で介護保険料を納めていただきます。お送りしてある納付書を持参して、役場又は金融機関で納めてください。（納付書をなくされた場合は、役場健康福祉課で再発行できます。）

※介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（随時第1期分）

納期限は3月31日(木)です。口座振替の場合は3月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

介護保険料 健康福祉課 介護保険担当 内線128
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123